

(略)

東京都監査委員	山	加	朱	美
同	吉	倉	正	美
同	友	渕	宗	治
同	筆	谷		勇
同	岩	田	喜	美枝

平成 28 年 5 月 26 日付 28 監総第 171 号で受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において請求人は、都知事及びその随員職員が平成 26 年 10 月 27 日から同年 11 月 2 日にロンドン・ベルリンに出張した際の宿泊料の支出（以下「本件支出」という。）について、人事委員会が東京都知事等の給料等に関する条例（昭和 23 年東京都条例第 102 号）及び職員の旅費に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 76 号）に基づく増額協議に対して、実質的な検討をしないまま形式的に異議なしと判断したため、本件支出が不当に高額になったとして、人事委員会に必要な対策を講じること等を求めているものと解される。

しかしながら、旅費の増額協議に対する判断は、行政機関相互の内部行為であり、法第 242 条第 1 項に定める財務会計上の行為に該当しない。

よって、本件請求は、法第 242 条に定める住民監査請求として不適法である。